令和4年1月第146回定例農業委員会総会議事録

令和4年1月11日(火) JAグリーン近江八幡東支店 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第569号	農地法第3条第1項の規定による申請に対し、	許可をすることについて
議題570号	農地法第4条第1項の規定による申請に対し、	許可をすることについて
議第571号	農地法第5条第1項の規定による申請に対し、	許可をすることについて

報告第353号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について 報告第354号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和4年1月第146回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長 よろしくお願いします。

議長

皆様、改めまして、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。今年は年末から年始にかけまして雪が降り、その後、天気は持ち直し2日、3日は良い天気になりました。また、三が日を過ぎますと、新型コロナの新規感染者がどんどん増えていき、4日発表では40人、毎日増えていき、昨日はついに100人を超え、急速に増えていき非常に心配されるところでございます。お正月ということで明るい話題をと考えておりましたら、昨年の10月に農業会議が主催しました、農業委員研修では、近江八幡市の野村の地域における先進地の取組が報告されています。同じ10月には全国農業新聞の一面トップに個別経営体の取組、●●●が掲載されていました。滋賀県の学校給食のパンに使う小麦を地産地消で滋賀県産のものを提供しようという取組が掲載されていました。近江八幡市でも先進地的な取り組みをされています。このような事例に習って私達も農業委員としていろいろな取り組みに繋げていく事が大事かなと感じました。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思います。

本日の現在出席委員21名、5番●●委員がまだお見えではありませんが、定刻となりましたので始めさせていただきます。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、1月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、 令和4年1月第146回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

7番●●●●委員

8番●●●●委員

のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第 569 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第569号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和4年1月11日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、南津田町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積、10㎡、同じく南津田町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,428㎡、同じく南津田町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,900㎡、同じく南津田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積292㎡、4筆合わせて6,630㎡でございます。世帯の経営面積、渡人66.3アール、同一世帯ですので受人も66.3アール、貸人につきましては、近江八幡市南津田町●●番地、●●●●、借人につきましては、近江八幡市南津田町●●番地、●●●●、関約内容は親子間の使用貸借、譲渡理由、譲受理由につきましては、経営移譲でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件(及び農地法第3条3項)に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきました。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加 及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委員

(特になしの声)

議長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。 質問や意見はございませんか。 委員

(特になしの声)

議長

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第 569 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議第 569 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。

議長

それでは次に、議第 570 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 571 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第570号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和4年1月11日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、野村町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積632㎡、申請人につきましては、近江八幡市野村町●●番地、●●●、申請地は、野村町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、貸露天駐車場で、現地は、平成25年頃から既に造成されております。今回申請地南側の野村町集落センターの駐車場として使用される予定です。令和3年12月21日に農振除外され、てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、上畑町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積271㎡、申請人につきましては、近江八幡市上畑町●●番地、●●●●、申請地は、上畑町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、一般住宅で、昭和46年頃に一般住宅として造成され、既に住宅が建っております。今回、土地の整理をした際に農地転用が出来ていない

ことが判明したため、申請されたものです。てん末案件ではございますが、 立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、西庄町●●番●の一部、登記地目、現況地目とも畑、申請面積643㎡の内249.61㎡、申請人につきましては、近江八幡市西庄町●●番地、●●●●、申請地は、西庄町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「近江兄弟社小学校」・「金田東保育園分園」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、農業用倉庫で、申請地の道を挟んで北側居住されていることから、当該地を選定されました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第571号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させて頂きます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和4年1月11日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、西庄町●●番●、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積80㎡、同じく西庄町●●番●、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積20㎡、2筆合わせて100㎡でございます。渡人につきましては、近江八幡市西庄町●●番地、●●●、代表取締役、●●●●、受人につきましては、近江八幡市西庄町●●番地●、●●●、申請地は、西庄町地先の農地で、市役所から約1km以内に所在し、市役所を中心とした円内の宅地率が40%を超えますことから、第2種農地と判断いたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場で、平成14年頃から譲受人が駐車場として使用されていました。今回、譲渡人が土地の整理をした際に、地図上の斜めの土地が自己農地であることが判明したため、現状と合わせるために該当地を分筆し、申請に至りました。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、御所内町●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積327㎡、貸人につきましては、近江八幡市御所内町●●番地、●●●、借人につきましては、近江八幡市御所内町●●番地、●●●、代表理事、●●●、申請地は、御所内町地先の農地で、一団の規模が10へクタール以上の農地を形成していることから、農振白地の第1種農地と判断をいたしました。契約内容は、賃貸借です。転用目的は、農機具収納ハウスで、現在、申請地西側の農業用倉庫にて農機具を格納されていますが、手狭となったため、当該地に新たなパイプハウス型の農機具置場を

設置される予定です。第1種農地は、原則許可できませんが、農業用施設を 設置する場合は、例外的に許可し得るものです。立地基準上やむを得ず許 可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長ありがとうございました。

議第 570 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 571 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 7番、●●●●委員、よろしくお願いします。

委員 去る、12月28日に、議第570号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第571号 農地

●●●●委員と、20番、●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、6番、

初めに、議第570号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1・2の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上や むを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号3の案件です。

申請地は、西庄町の集落内の農地で、転用目的は、農業用倉庫です。隣接農地との境界は、法面施工されますが、申請人の農地であることから、問題ないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第571号 農地法第5条第1項許可申請の案件について、報告 させていただきます。

番号1の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上や むを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2の案件です。

申請地は、御所内町地先の農地です。パイプハウス型の農機具収納ハウ

スであり、盛土等はされず、現況と変わらないことから、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請3件、第5条許可申請2件、計5件の現地踏査 結果報告を終わります。

議長で苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員 (特になしの声)

議長質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第 570 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 571 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議第 570 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 571 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議長一くれでは、次に

報告第 353 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届 出の受理について、及び、報告第 354 号 その他の専決報告について、 事務局の説明を求めます。

事務局 報告第353号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出 の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和4年1月11日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、北之庄町●●一●、地目、畑、9.91㎡、同じく北之庄町●●、地目、田、1,434㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年1

2月6日、518番、渡人につきましては、千葉県市川市中山●丁目●● -●●、●●●●、受人につきましては、北之庄町●●、北之庄町自治会、 代表者、●●●●、理由につきましては、露天避難場所、区分につきましては、売買でございます。

番号2、土地の表示、安土町桑実寺●●-●、地目、畑、102㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年12月6日、519番、渡人につきましては、安土町桑実寺●●-●、●●●、受人につきましては、安土町宮津●-●・、●●●・、理由につきましては、露天駐車場、区分につきましては、売買でございます。

続きまして、報告第354号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和4年1月11日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約(使用貸借を含む)の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、賃貸借契約解除が9件でございました。農地中間管理機構を利用しての解約が2番、3番となりますので、同じ筆があがっております。

以上でございます。

議長 ただ今の、報告第353号 農地法第5条第1項第7号の規定による 農地転用届出の受理について、及び、報告第354号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委員 (特になしの声)

議 長 それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議長 以上で本日の総会日程は終了しました。 これをもちまして第 146 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後2時00分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員 委員

会議録署名委員 委員